

## 令和6年第2回宇佐市教育委員会会議録

令和6年2月13日午後3時30分、宇佐市教育委員会を25会議室に招集した会議は次のとおりです。

- ・出席委員      教 育 長                                  川島 数志  
                    教育長職務代理人                      古里 万里子  
                    委 員    佐藤 修水  
                    委 員    徳光 優子  
                    委 員    小野 裕美子
  
- ・欠席委員      なし
  
- ・説明のため会議に出席した職員  
                    教育次長兼教育総務課長              末宗 勇治  
                    学校教育課長                              三浦 圭二  
                    社会教育課長                              〆野 勝教  
                    図書館長                                   松壽 敬  
                    学校給食課長                              香下 秀美
  
- ・本会議の書記  
                    教育総務課教育総務係主幹（総括）時枝 知美

### ◎附議事項

- 議第9号 令和5年度教育費一般会計補正予算（第9号）（案）について（各課）
- 議第10号 令和6年度教育費一般会計当初予算（案）について（各課）
- 議第11号 令和6年度教育委員会の基本方針等について（案）（教育総務課）
- 議第12号 工事請負契約について（教育総務課）
- 議第13号 指定校変更について（学校教育課）
- 議第14号 宇佐市立学校管理規則の一部を改正する規則（学校教育課）
- 議第15号 宇佐市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則（学校教育課）
- 議第16号 宇佐市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要綱の一部改正について（学校教育課）
- 議第17号 宇佐市登校支援員設置要綱の制定について（学校教育課）
- 議第18号 宇佐市学校給食補助金交付要綱の制定について（学校給食課）

◎報告事項

- (1) 宇佐市公民館のあり方検討委員会の検討結果について (社会教育課)  
(2) 3月の行事等の予定について (各課)

(開会 午後3時30分)

教 育 長	令和6年第2回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
教 育 長	議第9号令和5年度教育費一般会計補正予算(第9号)(案)について、各課に説明を求める。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	自転車通学用ヘルメット購入補助金について、今年度の補助金対象者は何人ですか。また補助金額は。
学校 教育 課 長	今、資料を持ち合わせていないのでわかりませんが、ヘルメットの価格が大体4千円前後で、補助金額は1,300円です。
委 員	次年度の申し込み状況はどうですか。
学校 教育 課 長	毎年、中学校に入学する前に小学校で申請の案内をしているようです。
委 員	わかりました。
教 育 長	他に質問はありませんか。
委 員	異議なし。
教 育 長	議第9号令和5年度教育費一般会計補正予算(第9号)(案)については承認とし、次に議第10号令和6年度教育費一般会計当初予算(案)について、各課に説明を求める。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	長洲公民館等複合施設の管理費について、市長部局との負担割合はどうなっていますか。
社会 教育 課 長	長洲公民館及び四日市コミュニティーセンターの管理費については、出張所部分の面積の占める割合が小さいので、全て社会教育課で予算計上しています。もし出張所内での修繕等が発生した場合は、都度協議するとしています。安心院の複合施設については、面積分を考慮して管理的経費全体の6割分を公民館が負担しています。なお公民館事業については、特別交付税の財政措置があります。
教 育 長	他に質問はありませんか。
委 員	給食費無償化の財源にふるさと納税分が入っているのですか。
学校 給 食 課 長	ふるさと応援基金から12億5千万円を充てています。
委 員	わかりました。

教 育 長	他に質問はありませんか。
委 員	異議なし。
教 育 長	議第10号令和6年度教育費一般会計当初予算(案)については承認とし、次に議第11号令和6年度教育委員会の基本方針等について(案)について、教育総務課に説明を求める。 (詳細は議案別冊に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	異議なし。
教 育 長	議第11号令和6年度教育委員会の基本方針等について(案)については承認とし、次に議第12号工事請負契約について、教育総務課に説明を求める。
教育総務課長	議第12号工事請負契約について、ご説明します。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	異議なし。
教 育 長	議第12号工事請負契約については承認とし、次に議第13号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長	議第13号指定校変更について、ご説明します。なお登下校については保護者が責任を持ちます。ただし、4番については、担当課内で協議しなければならない部分があるので保留にさせていただきます。ご説明します。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
教 育 長	6番と7番の申請理由について、学期途中の転居に伴う事由の場合、その学期末までは承認していますが、次の学年になってまた1年間同じ事由で申請されても承認は難しいと思います。また、少し状況が不明な点があり再度審議が必要ですので、6番と7番は今回保留にしておいてはいかがでしょうか。
委 員	異議なし。
教 育 長	その他質問はありませんか。
委 員	異議なし。
教 育 長	議第13号指定校変更について、4番、6番、7番については保留、他13件は承認とする。次に議第14号宇佐市立学校管理規則の一部を改正する規則について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長	議第14号宇佐市立学校管理規則の一部を改正する規則について、ご説明します。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。

委員	異議なし。
学校教育課長	議第14号宇佐市立学校管理規則の一部を改正する規則は承認とし、次に議第15号宇佐市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長	議第15号宇佐市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、ご説明します。
教育長	何か質問はありませんか。
委員	異議なし。
教育長	議第15号宇佐市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則については承認とし、次に議第16号宇佐市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要綱の一部改正について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長	議第16号宇佐市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要綱の一部改正について、ご説明します。 (詳細は議案に記載)
教育長	何か質問はありませんか。
委員	異議なし。
教育長	議第16号宇佐市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要綱の一部改正については承認とし、次に議第17号宇佐市登校支援員設置要綱の制定について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長	議第17号宇佐市登校支援員設置要綱の制定について、ご説明します。 (詳細は議案に記載)
教育長	何か質問はありませんか。
委員	教室には行けないが学校には来ている児童生徒はどのくらいいますか。
学校教育課長	登校支援員については、県の事業で中学校1校に1名配置されており、令和5年度2学期末までの別室登校人数は小学校が○名、中学校が○名です。
教育長	他に質問はありませんか。
委員	異議なし。
教育長	議第17号宇佐市登校支援員設置要綱の制定については承認とし、次に議第18号宇佐市学校給食補助金交付要綱の制定について、学校給食課に説明を求める。
学校給食課長	議第18号宇佐市学校給食補助金交付要綱の制定について、ご説明します。 (詳細は議案に記載)

教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	県内の状況はどうですか。
学校 教育 課 長	給食費無償化は宇佐市と豊後高田市だけです。
教 育 長	他に質問はありませんか。
委 員	保護者の委任状は1回出せばいいのですか。
学校 給食 課 長	1回提出すれば市内の小中学校及び支援学校に在籍する期間は有効としています。
教 育 長	他に質問はありませんか。
委 員	異議なし。
教 育 長	議第18号宇佐市学校給食補助金交付要綱の制定については承認とする。次に報告第1項宇佐市公民館のあり方検討委員会の検討結果について、社会教育課に説明を求める。 (詳細は議案別冊に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	検討委員の任期が終わり、検討委員会は解散したのですか。
社会 教育 課 長	公民館のあり方検討委員会設置要綱第2条に「公民館のあり方に関して必要な事項を調査研究し、その結果を市長に報告する」とあり、第4条に「任期は、第2条に掲げる事務が完了する日まで」とありますので、一旦解散しました。
教 育 長	検討委員会による提言ということです。この件につきましては、改めて委員の皆様のご意見をいただく場を設けたいと思います。次に報告第2項3月行事等の予定について各課に報告を求める。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
教 育 長	ないようですので、次回教育委員会の日程について
教 務 局	次回教育委員会の日程について、3月27日午後2時00分から34会議室で如何でしょうか。
教 育 長	3月27日午後2時00分からでよろしいでしょうか。
教 育 長	各委員に諮り確認のうえ、第2回定例教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後5時20分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。